

2021 年度

「サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する
衛星を活用した状況把握システムの開発・実証」に係る
公募要領

【御注意】

本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できません。余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

- ・ 所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合があります。
- ・ 複数機関の連名提案で応募する場合は、応募は代表機関のみですが、機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。

2021 年 8 月 31 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2021年8月31日(火)～2021年10月4日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4-4 提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/x5xhhektzehj>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	5
2. 事業概要	5
2-1. 背景	5
2-2. 目的	5
2-3. 事業内容	5
2-4. 事業期間	6
2-5. 事業規模・形態・NEDO負担率	6
3. 応募要件	6
3-1. 対象事業者	6
3-2. 対象研究開発事業	7
4. 提出期限及び提出先	7
4-1. 提出期限	7
4-2. 提出先：Web入力フォーム	7
4-3. 提出方法	7
4-4. 提出書類	9
4-5. 提出にあたっての留意事項	9
4-6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録	10
5. 秘密の保持	11
6. 委託予定先の選定	11
6-1. 審査の方法について	11
6-2. 審査基準	12
6-3. 委託予定先の公表及び通知	13
6-4. スケジュール	13
7. 留意事項	13
(1) 契約及び委託業務の事務処理等について	13
(2) 受託業務の実施	13
(3) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託	14
(4) 事業化計画書	14
(5) 研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添3）	14
(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4）	14
(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添5）	14
(8) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添6）	14
(9) 提出書類チェックリスト（詳細は別添8）	15
(10) 追跡調査・評価	15
(11) 知財マネジメント（詳細は別添9）	15
(12) データマネジメント（詳細は別添10）	15
(13) 「国民との科学・技術対話」への対応	15
(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添11）	15
(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	15

(16) 重複の排除	16
(17) 研究開発資産の帰属・処分について	16
8. 不正行為の防止	17
(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	17
(2) 研究活動の不正行為への対応	18
(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	19
9. 公募説明	19
10. 問い合わせ先	19
11. NEDO事業に関する業務改善アンケート	19

関連資料

2021年度実施方針

別添1：提案書作成上の注意

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添7：利害関係の確認について

別添8：提出書類チェックリスト

別添9：NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添10：NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添11：契約に係る情報の公表について

参考資料1：追跡調査・評価の概要

サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する

衛星を活用した状況把握システムの開発・実証に係わる公募について

2021年8月31日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する衛星を活用した状況把握システムの開発・実証」において研究開発を行う企業等を以下の要領で公募します。

1. 件名

「サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する衛星を活用した状況把握システムの開発・実証」

2. 事業概要

2-1. 背景

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国で経済活動が停滞している。そのような情勢下、我が国の様々な産業において、国内外の取引先が稼働を停止したことにより、稼働停止や生産調整等の影響を受けている。特に海外の取引先に関しては、工場等の稼働状況を把握することも難しく、必要な部品の調達に係る情報が得られない等、適切な経営方針の転換を図ることを妨げる要因ともなりかねず、我が国の産業にとって、取引先等の向上等の稼働状況を正確に把握することは、非常に重要となっています。

具体的には、情報を得ることができない取引先の状況把握や、自社サプライチェーンの中で供給停止リスクのある企業・工場の早期特定、供給停止リスクのある部品等を安定して生産することができる他拠点の把握に関するニーズが存在し、これらのニーズを充足する手段としては、人工衛星から得ることができる情報を活用することが考えられ、現地に赴くことなく遠隔で情報を取得することが可能となります。

2-2. 目的

本事業において、衛星データを活用してサプライチェーンの状況を把握するシステムやアプリケーション等の開発を実施するための環境整備や、具体的なシステムやアプリケーション等の有用性や信頼性を評価する評価手法の開発を行います。また、解析精度を含め、完成度の高いシステムやアプリケーションを開発した者に懸賞金を付与することで、それらの普及を図り、各種産業におけるサプライチェーン動向把握の一助とすることを目指します。

2-3. 事業内容

衛星データを活用してサプライチェーンの状況を把握するシステムやアプリケーション等の開発を行うために必要となる環境を構築するとともに、システムやアプリケーション等の有用性や信頼性評価手法の開発を行います。また、システムやアプリケーション等の開発に必要なテーマ設定や審査基準策定に資する情報収集も併せて行います。（以下、「環境整備事業」という）。なお、本事業終了後も、サプライチ

チェーン状況把握に資するシステム等の開発が円滑に行われるような、環境整備やノウハウの蓄積を行うことに留意しながら実施いただきます。

また、上記の開発環境や信頼性評価手法を整備した上で、テーマに基づく衛星データを活用したサプライチェーンの状況を把握するシステムやアプリケーション等について、最も優れたアイデア・試作品を提案した者に懸賞金を交付するコンテストと、最も完成度の高いシステムやアプリケーションを開発した者に懸賞金を交付するコンテストを、並行して実施します（以下、これらの取り組みを合わせて「懸賞金事業」という）。なお、懸賞金事業での課題設定、交付先の決定その他懸賞金の交付等に関し、あらかじめ懸賞金交付等審査委員会の意見を聴取して決定します。懸賞金の交付に際しては、開発したシステムやアプリケーションを所定の期日にその成果を発表することとし、審査のうえ懸賞金の交付対象者を決定します。

以上、本事業では衛星データを活用してサプライチェーンの状況を把握するシステムやアプリケーション等の開発環境及び評価手法の確立、懸賞金事業の実施運営を行います。

本事業の応募対象者の詳細につきましては、「3-1 事業対象者」を確認ください。

2-4. 事業期間

原則として、委託決定通知書に記載する事業開始の日から2022年12月までの期間において任意に設定可能です。

終了予定年月日については、当該終了予定月の20日までとしてください（土日祝日の場合には翌営業日としてください）。

なお、事業開始は、2021年10月下旬を予定しています。

2-5. 事業規模・形態・NEDO負担率

本事業規模：上限3.5億円・委託・NEDO負担100%

また、契約金額は審査の結果等により、提案書記載額等から減額することがあります。

3. 応募要件

3-1. 対象事業者

応募資格のある法人は、次の①～⑦までの条件、「2021年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等（大学、研究機関を含む）とします。

- ① 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- ③ NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑤ 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

- ⑥ 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- ⑦ 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

3-2. 対象研究開発事業

本公募の対象となる研究開発テーマは、以下のとおりです。

- ① 衛星データを活用したサプライチェーンの状況を把握するシステム・アプリケーション等の開発を行うために必要となる開発環境整備
- ② 開発されるシステム・アプリケーション等の有用性や信頼性評価手法の開発
- ③ 懸賞金事業のテーマ設定案の策定及び審査基準の素案作成、懸賞金事業の運営

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

**2021年8月31日(火) から 2021年10月4日(月) 正午アップロード完了
持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は不可**

4-1. 提出期限：2021年10月4日(月) 正午アップロード完了

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

4-2. 提出先：Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/x5xhhektzehj>

4-3. 提出方法

4-2.提出先の Web 入力フォームにアップロードしてください。

アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、ファイル容量の上限は100MBですので、これを厳守してください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名(プロジェクト名。部分提案の場合は該当研究開発項目。) (※)
- ②提案方式(全体提案 or 部分提案)
- ③代表法人番号 (13桁)
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要 (1000文字以内)
- ⑫技術的ポイント (※)
- ⑬代表法人業務管理者 (※)
- ⑭共同提案法人業務管理者名 (複数の場合は、列記) (※)
- ⑮利害関係者 (※)
- ⑯研究体制 (担当研究開発項目番号と法人名を入力。
例：研究開発項目①××会社、〇〇大学、研究開発項目②△△研究所)
- ⑰研究期間 (提案する研究期間を記載。)
- ⑱提案額 (提案総額を入力。)
- ⑲初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑳提出書類 ((4) 提出書類のアップロード)

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

4-4. 提出書類

- ・提案書（別添1）
- ・研究開発成果の事業化計画書（別添2）
- ・研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書（別添3）
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添4）（企業のみ）
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（別添5）（企業のみ）
- ・NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添6）
- ・利害関係の確認について（別添7）
- ・提案書類チェックリスト（別添8）
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は4-6.）
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（企業のみ）
- ・直近の事業報告書（企業のみ）
- ・直近の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）（企業のみ）
- ・NEDOが提示した契約書（案）（標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

4-5. 提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。

4-6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※）による申請手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要です。この e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への申請ができませんのでご注意ください。

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受付を行っています。

- e-Rad ポータルサイト
<<https://www.e-rad.go.jp/index.html>>
- e-Rad 利用可能時間帯 0:00～24:00
- e-Rad ヘルプデスク
<<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>>
電話番号：0570-066-877（ナビダイヤル）、03-6631-0622（直通）
受付時間：午前 9:00～午後 6:00
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- 研究機関向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html>
- 研究者向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html>

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、ID を取得されている場合は不要です。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までに e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに 2 週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

- ・ 連名して申請する場合は、一機関の研究者が代表して登録を行ってください。なお、連名する全機関が e-Rad に登録され、各機関の主要研究員が研究者番号を取得していることが必要ですのでご注意ください。
- ・ 事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

② 研究者の登録

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID と

パスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「e-Rad 応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力の上、「e-Rad 応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。

④ 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・提案書類を提出する際には、応募情報が e-Rad に登録されていることが必要です。NEDOへの提案書類の提出締切日までに十分余裕をもって準備して、登録を完了するようにお願いします。
- ・提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・一旦提出した応募情報を、研究者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作を e-Rad では「引戻し」と呼びます。「引戻し」して情報を修正した場合は、応募の締切日前までに必ず再度登録を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託予定先の選定

6-1. 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

6-2. 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、平行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
 - ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。
1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 2. 開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。

4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

6-3. 委託予定先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名等、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

6-4. スケジュール

2021年 8月31日	公募開始
2021年 10月 4日正午	公募締め切り
10月下旬～	採択審査委員会* (外部有識者による審査)
10月下旬 (予定)	契約・助成審査委員会
10月下旬 (予定)	委託予定先決定、公表
11月中旬 (予定)	契約

*必要に応じ提案者に対して提案内容についてヒアリングを行うことにしています。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 受託業務の実施

受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

本事業において別途NEDOが実施する調査及び情報発信事業に協力すること。NEDOが委託す

る調査事業者が資料提出及びヒアリングのお願いをさせていただきます。いずれの場合も各委託予定先の事情を十分に配慮し、委託予定先の不利益とならないよう柔軟に運営しますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添 3）

提案書の実施体制に記載される委託先で、登録研究員の代表となる「研究開発責任者」及び「業務管理者」を設置し、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。

（researchmap は、N E D O が運用するシステムではありません。）

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。

(7) N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添 5）

過去に実施した N E D O の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。

なお、本調査は研究開発テーマの検討にあたり活用しますので、必ずご提出をお願いいたします。

(8) N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(9) 提出書類チェックリスト（詳細は別添8）

提案に必要な書類が提出されていない場合には、提案が受理されません。提出前に必要書類の確認を行ったことを確認する書面としてチェックリストを提出していただきます。

(10) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、参考資料1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(11) 知財マネジメント（詳細は別添9）

本プログラムは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プログラムの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(12) データマネジメント（詳細は別添10）

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち委託者指定データを指定しない場合を適用します。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は、実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添11）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

①我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- ④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
 - ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>>
(Q&A <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>>)
 - ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>>
 - ・一般財団法人安全保障貿易情報センター <<http://www.cistec.or.jp/>>
 - ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf>

（16）重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

（17）研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、N E D O 帰属資産をN E D O から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

8. 不正行為の防止

（1）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という）。

「不正使用等指針」（※）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」（※）という）「補助金停止等機構達」に基づき、N E D O は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください。：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください。：N E D O ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ロ 不正使用等を行った事業者等に対し、N E D O との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います）

ハ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ）に対し、N E D O の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度等により、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します）

ニ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも上記イ～ハの措置を講じることがあります。

ホ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等

本事業の委託契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が

必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、NEDOが求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※））に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 研究不正指針についてはこちらを御参照ください。：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※ 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください。：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

① 本事業において不正行為があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正行為の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ロ 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間です。）

ハ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間は、責任の程度等により、原則として、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間です。）

ニ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ハにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も、同様の措置を講じることがあります。

ホ NEDOは、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書等について公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は、次のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

電話番号：044-520-5131

FAX 番号：044-520-5133

電子メールアドレス：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

9. 公募説明

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、公募説明会に代えてウェブサイト上で公募説明資料を公表する予定です。本事業の内容や契約に係る質問については、本公募資料及び公募説明資料をご確認いただいた上で、問い合わせ先にてお受けいたします。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、以下の問い合わせ受付期間内に電子メールにて受け付けます。ただし、決定プロセスの経過や技術内容等に関するお問合わせには応じられませんので、ご了承ください。

<問い合わせ受付期間>

公募開始～2021年10月1日（金）午前10時まで

<問い合わせ先の電子メールアドレス>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 総括グループ（佐藤、後藤、古澤）

電子メールアドレス：scs-r3@nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

関連資料

2021年度実施方針

別添1：提案書作成上の注意

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添7：利害関係の確認について

別添8：提出書類チェックリスト

別添9：NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添10：NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添11：契約に係る情報の公表について

参考資料1：追跡調査・評価の概要